

## 消費税軽減税率制度説明会のご案内

本庄税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

消費税の軽減税率制度は、2019年10月1日からの消費税率の10%への引上げと同時に実施されます。

軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

### 開催日時

2019年5月15日(水) 13時30分～14時30分

2019年6月17日(月) 13時30分～14時30分

### 場所

本庄商工会議所 2階 第1会議室

(本庄市朝日町3丁目1-35)

消費税軽減税率制度説明会に関するお問い合わせは、下記のお問合せ先までご連絡ください。

本庄税務署 公益社団法人 本庄法人会

【お問合せ先】

本庄税務署 法人課税部門 電話 0495-22-2112 (法人課税部門直通)